様式第26号

未支給の補償請求書

未支給の福祉事業申請書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | 認定  番号 |  | | |
| 地方公務員災害補償基金　大阪府支部長　様  　下記の未支給の補償（福祉事業）の支給を  請求（申請）します。 | | | | 請求(申請)年月日 　　　　 年 　　月 　　日 | | | | |
| 請求（申請）の住所  ふりがな  氏　　　　名  死亡した受給  権者との関係 | | | | |
| １　死亡した  受給権者 | 氏　　　名 |  | | | | | | |
| 死亡年月日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 | | | | | | |
| ２　未支給の  補　　償 | 種　　　類 |  | 年金たる補償のときは  年金証書の番号 | | | | 第　　　　 号 |  |
| 請求金額 | 円 | | | | | | |
| ３　未支給の  福祉事業 | 種　　　類 |  | | | | | | |
| 申請金額 | 円 | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４  送  金  希  望  の  場  合 | 振　込　み  ※公金受取口座利用もしくは任意口座指定にチェック | * 公金受取口座を利用する   個人番号   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | | | | |
| * 任意の口座を指定する   振込先金融  機　関　名　　　　銀行　　　　支店 | | ＊決定金額 | 補　　償 | 円 |
| □普通預金　　□当座預金 | |
| 福祉事業 | 円 |
| 口座番号 |  |
| 預金名義者 |  | ＊通　　知 | 年　　月　　日 | |
| 送金小切手 | 受取先金融  機　関　名 | 銀行　　　支店 |
| ＊支　　払 | 年　　月　　日 | |
| そ　の　他 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| * 受　理   （到達した年月日） | 所　属　部　局 | 任　命　権　者 | 基　金　支　部 |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |

〔注意事項〕

１　この請求（申請）書は、未支給の補償及び福祉事業を請求（申請）する場合に用いること。

２　請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

３　この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、請求者が、未支給の補償と併せて、遺族補償又は葬祭補償を請求する場合には、当該遺族補償又は葬祭補償を請求するために提出すべき書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。

(1) 死亡受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡受給権者の死亡を証明する書類又はその写(未支給の補償が年金たる補償であるとき又は未支給の福祉事業が傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金若しくは年金たる遺族特別給付金であるときは、基金が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の９の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

(2) 未支給の補償が遺族補償年金以外の補償であるときは、次に掲げる書類

イ　請求者と死亡受給権者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書

ロ　請求者が受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類

ハ　請求者が、婚姻の届出をしていないが、受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(3) 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明する書類

(4) 死亡受給権者が、この請求に係る未支給の補償分についてまだ請求をしていなかったときは、その請求を行うこととした場合に必要な書類

４　この申請書には、３の(1)から(4)に掲げる書類に相当する書類を添付すること。ただし、補償又は福祉事業の請求又は申請のため、この申請書の提出前に既に提出されている書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。

５　年月日の記載には元号を用いる。